

令和5年度特別支援教育就学奨励費についてのお知らせ

特別支援教育就学奨励費は、特別支援学級等へ就学するお子さまの保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、就学のために必要な経費の一部を補助する制度です。補助金額決定のため、次の購入経費について領収書等が必要になりますので、保管をお願いします。(後日学校より提出を依頼します)

【領収書保管が必要な経費】

費目	対象となる経費	対象となる時期	領収書提出期限
新入学児童生徒学用品・通学用品購入費	ノート、筆記用具、副読本、練習帳、辞典類、体操服、体育用靴、水着、リコーダー、絵の具セット、裁縫道具、習字セット、上履き、実験・実習用の材料、作業衣、ランドセル、カバン、通学用服、通学用靴、雨靴、雨傘、帽子等	入学前	7月末
学用品・通学用品購入費	【学用品費】 ノート、筆記用具、副読本、練習帳、辞典類、体操服、体育用靴、水着、リコーダー、絵の具セット、裁縫道具、習字セット、上履き 実験・実習用の材料、作業衣等	1年生…入学後 在校生…昨年度3月以降	2月中旬
	【通学用品費】 カバン、通学用服、通学用靴、雨靴、雨傘、帽子等	1年生…入学後 在校生…昨年度3月以降	

※下着・靴下・手袋・マフラー・メガネ・水筒・部活用品・自転車・自宅用参考書等は対象外です。

【対象者】

倉敷市に居住し、倉敷市立小・中学校（倉敷支援学校は除く）の特別支援学級に在籍しているお子さまの保護者、もしくは、通常学級に在籍している学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいの程度に該当するお子様の保護者（※裏面参照）です。対象者は、次のように区分され、それぞれ補助の内容・金額が異なります。

支弁区分	世帯の状況
1	生活保護受給世帯、就学援助受給世帯
2	世帯の「収入額」が、「需要額」×2.5未満
3	世帯の「収入額」が、「需要額」×2.5以上「需要額」×3.5未満
支給対象外	世帯の「収入額」が、「需要額」×3.5以上

※「収入額」は、世帯全員の前年所得等から社会保険料、生命保険料、損害保険料等の合計額を差し引いた額です。

※「需要額」×2.5は、次の表を目安にしてください。

世帯人数	家族構成	需要額(年間)×2.5
3人	父40歳、母40歳、子(5歳)	約530万円
4人	父45歳、母40歳、子(小学1年生、小学4年生)	約670万円
5人	父50歳、母45歳、子(小学3年生、小学5年生、中学2年生)	約820万円

【奨励費の内容・金額】（基準改定する場合があります。）

支弁区分によって、下表のうち一部または全部の費目が支給されます。

なお、電車・バスを利用して、通級指導教室に通学する場合には、その交通費が補助されます。

費目	年間支給予定額			支給時期	
	支弁区分1	支弁区分2			支弁区分3
		小学校	中学校		
①学用品・通学用品購入費	①～⑥、⑧は 就学援助費 生活保護費 から支給します。 ③について、就学援助費から入学前に支給を受けた場合、奨励費からの支給はありません。	対象経費の1/2で 年額5,820円以内	対象経費の1/2で 年額11,370円以内	3月末	
②学校給食費		実費の1/2		翌年度4月	
③新入学児童生徒学用品・通学用品購入費		対象経費の1/2で 25,555円以内	対象経費の1/2で 30,490円以内	8月	
④修学旅行費(交通費・宿泊費・見学科等)		対象経費の1/2で 10,790円以内	対象経費の1/2で 28,860円以内	8,12月(実施後)	
⑤校外活動費(泊を伴わない) (交通費・見学科)		対象経費の1/2で 年額800円以内	対象経費の1/2で 年額1,155円以内	12,3月(実施後)	
⑥校外活動費(泊を伴う) (交通費・宿泊費・見学科)		対象経費の1/2で 1,845円以内	対象経費の1/2で 3,105円以内	12,3月(実施後)	
⑦交流学习交通費	実 費		実費の1/2	12,3月(実施後)	
⑧通学費(バス・電車利用)	実 費		実費の1/2	10,3月	

※①、③、⑧は、購入を証明する領収書等の提出が必要です。 ※⑧について、通級指導教室分の支給は3月のみです。

※学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいの程度とは

特別支援学校適の程度

特別支援教育就学奨励費で対象となる方は、特別支援学校への就学が適切である程度の判定が出ているが、保護者希望等の事情で通常学級に在籍している児童生徒です。

(学校教育法施行令第22条の3より抜粋)

第二十二條の三 法第七十五條の政令で定める視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者又は病弱者の障がいの程度は、次の表に掲げるとおりとする。

視覚障がい者	両目の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障がい者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障がい者	1 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 2 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	1 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 2 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	1 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 2 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

22条の3の障がいの程度に該当する児童生徒であるかは特別支援教育支援委員会で判定します。